

郡山市市有財産売却入札参加者心得

郡山市財務部公有資産マネジメント課

(目的)

第1条 市有財産売却に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、公告に記載している額を郡山市が発行する納入通知書により期日までに指定する金融機関において納入するものとする。

2 落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は郡山市に帰属する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、売却物件並びに契約の方法及び公告の入札条件を熟知の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札用封筒に入札書（第1号様式）及び入札保証金の領収証書の写しを入れ封印した上で、「日本郵便株式会社郡山支店留」の一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、公告に記載している日を配達日に指定して郵送しなければならない。

3 入札参加者は、郵送した入札書及び入札保証金の領収証書の写しを書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札書の郵送後においても開札までの間は入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、辞退届（第2号様式）を市長に直接持参するか、又は郵送（開札の前日までに到達するものに限る。）により申し出るものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第6条 郵便事情等による事故又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認められるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一入札事項について、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (2) 指定された方法以外で郵送された入札
- (3) 入札書に代表者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札又は金額が明確でない入札
- (5) 入札保証金の領収証書の写しが同封されていない入札

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 公告で記載された配達指定日を過ぎて到達した入札
- (8) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (9) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(開札)

第8条 開札は、公告で指定した日時及び場所において、当該入札事務に関係のない職員2名を立ち会わせて執行する。

2 入札参加者は、開札を傍聴することができる。

(落札者の決定)

第9条 開札の結果、予定価格の範囲内で最高の価格を提示した入札した者を落札者とする。

2 開札の結果、前項の落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、あらためて当該入札をした入札参加者（以下この条において「同価入札者」という。）に出席を求め、くじにより落札者を決定する。

この場合において、同価入札者が指定の日時及び場所に来られないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 3 同価入札者が代理人をしてくじを引くときは、その委任状（第3号様式）を持参させ、確認を受け提出しなければならない。
- 4 同価入札者又は同価入札者の代理人は、当該入札に対する他の同価入札者の代理をすることができない。
- 5 同価入札者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を同価入札者の代理人とすることができない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札等において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 工事や製造等の契約履行のための監督又は検査の実施を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(契約保証金)

第10条 契約保証金の納付等については、売買代金の100分の10の額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）を郡山市が発行する納入通知書により契約と同時又はその直前までに指定する金融機関において納入するものとする。

(契約書等の提出)

第11条 契約書を作成する場合においては、落札者は、市長が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを市長に提出しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書及び関係書類を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得について、

不知を理由として異議を申し立てることはできない。

2 入札をした者は、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(補則)

第13条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

入札書

令和 年 月 日

郡山市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名又は個人氏名

実印

代理人

印

入札参加者心得、入札公告等を熟知の上、下記のとおり入札します。

記

1 件名

2 売却物件

物件番号	所在地

3 金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 金額は、頭書に¥を付すること。

辞 退 届

令和 年 月 日

郡 山 市 長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名又は個人氏名

㊞

下記の制限付一般競争入札について参加申請をしましたが、都合により入札を辞退します。

記

件 名		
売却物件	物件番号	
	所在地	

委任状

令和 年 月 日

郡山市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名又は個人氏名

実印

今般、都合により _____ を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人印	
------	--

記

件名		
売却物件	物件番号	
	所在地	